

令和6年第9回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和6年9月30日(月) 13時35分
出席農業委員 (19名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (0名)	
事務局振興 農地グループ	事務局長 池田 康一郎 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 横山 伸一 サブリーダー 剥岩 泰三 主任主事 富田 真宏 主 事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)及び農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 午後13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和6年第9回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 11 番委員と 12 番委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第 1 号「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第 1 号「農地利用変更届」について議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 2 件提出されておりますので審議を求めます。 まず、国分 1 を 17 番委員
17 番委員	1 号 1 番。届出は川内コミュニティセンターの北に位置し、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を 0.5m し、周囲は現状のままとするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと判断いたします。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 2 を 12 番委員
12 番委員	1 号 2 番。届出は新溝公民館の北西に位置し、現況は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を 0.3m から 0.4m し、削ぎ取った表土を敷きならしめます。周囲は現状のままです。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第 2 号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

議長（会長）	議案第 2 号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題といたします。農用地利用集積計画案等を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 3 件、利用権設定 51 件、中間管理権設定 4 件、合計 58 件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 10 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括して報告を求めます。
事務局	議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 3 件、筆数 3 筆、面積 5,671 m ² 。利用権設定 51 件、筆数 76 筆、面積 122,801 m ² 。農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定 4 件、筆数 18 筆、面積 22,769 m ² 。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されたので報告いたします。以上です。

議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、牧園1を10番委員。
10番委員	3号1番。譲受人は神奈川県平塚市に在住しているが、早期退職の予定があること、親が高齢のため耕作ができない理由があり、当面月1回程度帰省し管理するとのことであるので次の報告をします。申請地は牧園中学校の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分3を18番委員。
18番委員	3号3番。申請地は市営名波ハイタウンの北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人4を5番委員。
5番委員	3号4番。申請地は山下公園の東に位置し、現況は整地済みである。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく牧園5を6番委員。
6番委員	3号5番。申請地は中野公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求

	めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず国分1を3番委員。
3番委員	4号1番。申出地は市営大野原団地の南に位置し、現況は造成済みである。なお、平成10年頃、駐車場にしてしまったと始末書が添付されております。農用地区域は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地364.03㎡を一体利用するもので、全体計画面積は482.03㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分2を17番委員。
17番委員	4号2番。申出地は国分インターチェンジの北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の300m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張を行うものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、溝辺3を1番委員。
1番委員	4号3番。申出地は溝辺中学校の東に位置し、現況は宅地である。なお、平成15年頃宅地造成をしてしまったと経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地476.11㎡を一体利用するもので、その合意は得られている。全体計画面積は491.11㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終了しましたが、ご意見、ご質疑等何かございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が12件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を10番委員。
--------	--

10 番委員	5号1番。申請地は久保田公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、貸事務所1棟、貸作業所兼貸倉庫1棟、貸駐車場を建設するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分2を11番委員。
11 番委員	5号2番。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は事務所1棟、整備工場1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分3を3番委員。
3 番委員	5号3番。申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分4を17番委員。
17 番委員	5号4番。申請地は敷根地区コミュニティ広場の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分5を18番委員。
18 番委員	5号5番。申請地は市営戸崎団地の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人6を5番委員。
5 番委員	5号6番。申請地は鼻切公民館の北東に位置し、現況は整地済みである。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫1棟、ドックランを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人7から9を12番委員。
12 番委員	5号7番。申請地は新溝公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 5号8番。申請地は市営日当山団地の南に位置し、現況は不耕作地である。なお、年月日不詳20年程前に造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都

	<p>市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する5条申請地の407㎡を一体利用するもので、その合意は得られている。全体計画面積は1,155㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号9番。申請地は津曲公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人10、11を13番委員。
13番委員	<p>5号10番。申請地は小田西公民館の南に位置し、現況は車庫、造成済みである。なお、年月日不詳で車庫を建築してしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的はソーラー管理用地を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号11番。申請地は住吉運動公園の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺12を1番委員。
1番委員	5号12番。申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員の報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔過半数以上挙手〕
議長（会長）	はい。賛成多数です。よって、本案件は許可することに決定しました。 つきましては、10月4日 開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を12番委員。
12番委員	6号1番。申請地は国分南中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。当初転用目的は建売住宅1棟であったが、事業継承のうえ隣接地農地を購入し、事務所1棟、整備工場1棟を整備するものである。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。周辺農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われる。以上のような理由により変更はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等がございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。 以上で、令和6年第9回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。 次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で令和6年第9回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後14時05分